

# 豊川市御油合葬式墓園

## 利用申込みのご案内

豊川市 産業環境部 環境課

## 1 合葬式墓園の概要と特色

合葬式墓園とは、複数の焼骨を合同で安置し、又は埋蔵することを目的としたお墓です。

維持管理は市が行うため、墓石等の建立や管理の必要がありません。

生前のお申込みもできますので、お墓を引き継ぐ者がいない方や単身の方でも安心してご使用いただけます。

※ただし、合葬室に埋蔵した焼骨は返還できません。

## 2 合葬式墓園の施設

### (1) 合葬室

焼骨を専用の納骨袋に収め、他の方々の焼骨と一緒に埋蔵する場所。

10,000 体分の焼骨を埋蔵することができます。

### (2) 個別安置室

焼骨を骨壺のまま一定期間、個別に安置する場所。1,500 体分の焼骨を安置することができます。(安置可能な骨壺の大きさは縦、横、高さ 25cm以内)

### (3) 記名板

納骨された方のお名前等を刻字したプレートを掲示するものです。

## 3 合葬式墓園の使用料

| 施設の区分       | 金額 (1 体につき) |
|-------------|-------------|
| 合葬のみ        | 50,000 円    |
| 10年間個別安置後合葬 | 100,000 円   |
| 20年間個別安置後合葬 | 150,000 円   |
| 記名板         | 30,000 円    |

- ・「合葬のみ」は、利用者の方が、市からお渡しする納骨袋に焼骨を納めていただいた状態で、合葬室に埋蔵します。
- ・「10年間個別安置後合葬」と「20年間個別安置後合葬」は、焼骨を骨壺に納めていただいた状態でお預かりし、10年間又は20年間安置し、安置期間終了後に職員が納骨袋に納めて合葬室に埋蔵します。
- ・個別安置期間は、使用許可日からの年数であり、納骨後からの使用年数ではありません。
- ・個別安置室の利用期間を10年間から20年間に延長する場合、さらに5万円の使用料を納めることで、10年間の延長が可能となります。
- ・生前予約の方は「合葬のみ」の区分に申し込みができます。(個別安置室、記名板のご利用はできません。)

## 4 申込資格

申込みができる方は、主に次のいずれかに該当する方です。

- (1) 豊川市民（申込日現在、豊川市に住民登録がある方）で、焼骨を所有している方。
- (2) 死亡時に豊川市民（死亡時に豊川市に住民登録がある方）であった方の焼骨を所有している豊川市民以外の方。
- (3) 豊川市墓園の1区画を返還すると同時に合葬式墓園の申込をされる豊川市民以外の方。
- (4) 豊川市民（申込日現在、豊川市に住民登録がある方）で、ご自身の焼骨を合葬式墓園に埋蔵するために生前予約を行う方。（65歳以上の方に限ります。）

## 5 申込みに必要なもの

- (1) 豊川市御油合葬式墓園利用許可申請書
  - ・被埋蔵予定者が2体以上でも、申請書は1枚になります。
  - ・生前予約の場合は、本人が申請者になります。  
（生前予約専用の申請書となります。）
- (2) 誓約書兼同意書
  - ・申請者1人につき、1枚必要です。
- (3) 火葬許可証又は改葬許可証の写し（生前予約の場合不要）
  - ・焼骨を所有している方は、火葬場で受け取った火葬許可証が必要です。
  - ・他の墓地等から焼骨を改葬される方は、墓地等所在の市町村で発行される改葬許可証が必要です。
  - ・改葬許可証の発行に関しては、墓地等所在の市町村にお問い合わせください。
  - ・豊川市墓園から改葬の場合には、申請受付時に併せて手続きを行います。

## 6 記名板

- ・焼骨を安置又は埋蔵した後に市が設置します。
- ・記名板はステンレス製、大きさは縦3cm、横12cmです。
- ・合葬式墓園に埋蔵された故人の氏名（俗名のみ）のほか、生年月日（西暦）及び死亡年月日（西暦）を刻字します。
- ・氏名の刻字は漢字、カタカナ、ひらがな、アルファベットのみに対応となります。  
（住民票における表記と同様の対応となります。）
- ・刻字する字体の指定をすることはできません。
- ・刻字できるのは記名板1枚につき1名です。
- ・生前予約の申請と同時に記名板の申込みはできません。

## 7 利用者募集

### (1) 利用申込受付

随時

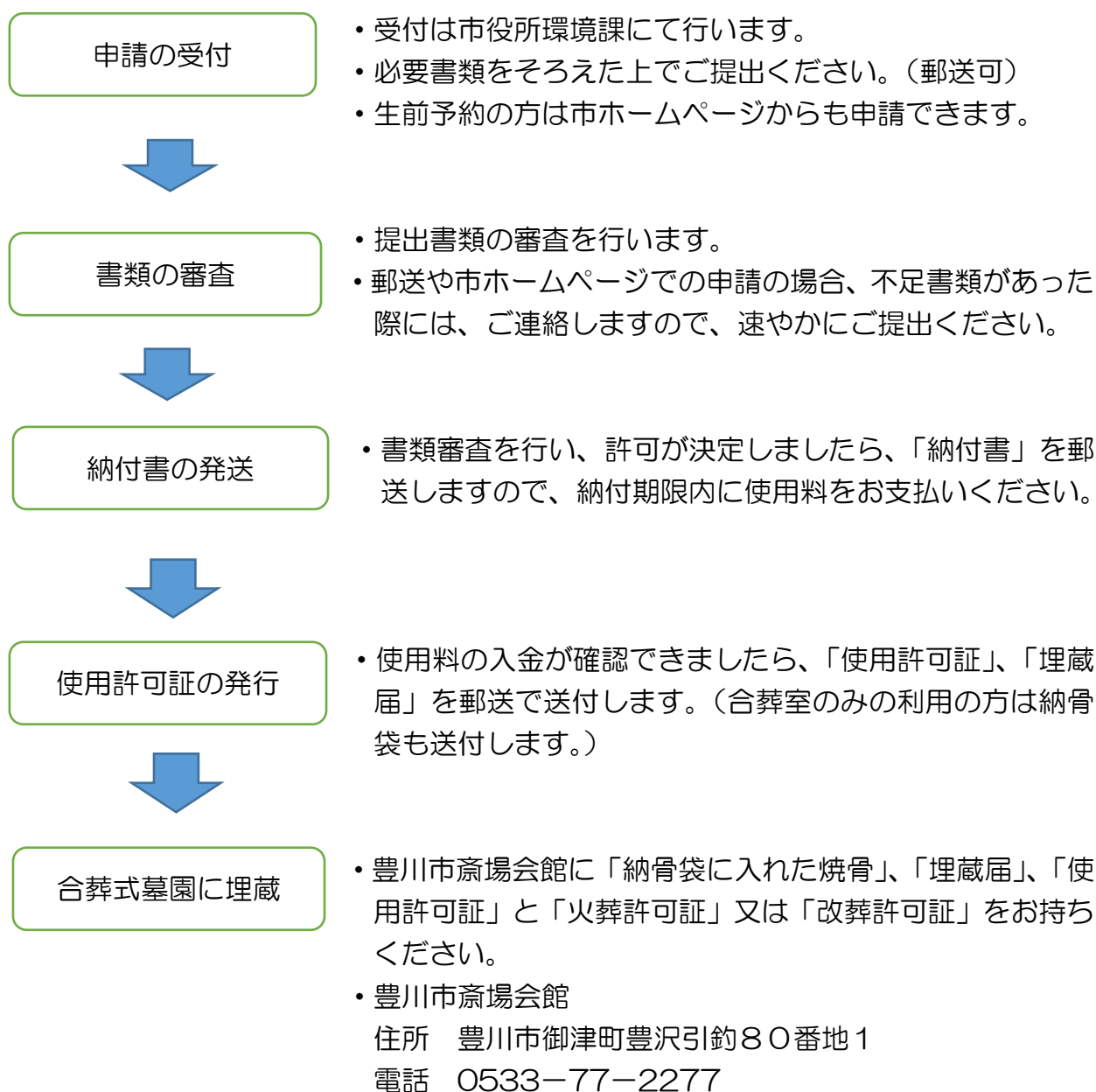
### (2) 利用申込受付場所・時間

豊川市役所 環境課（北庁舎2階 0533-89-2141）

平日の午前8時30分から午後5時15分まで

※郵送でも申込可、生前予約の場合は市HPから申込可

## 8 申込みから埋蔵までの流れ



## 9 使用上の注意

【合葬式墓園の使用の際は、下記の事項にご注意ください。】

- 合葬式墓園には、被埋蔵者として合葬式墓園使用許可証に記載された方の焼骨のみ安置し、又は埋蔵することができます。
- 使用許可後は、被埋蔵者の変更はできません。
- 合葬式墓園への焼骨の安置又は埋蔵は、市が行いますので、合葬式墓園の内部に立ち入ることができません。
- 合葬室に埋蔵される焼骨は、合同埋蔵となります。
- 合葬室に埋蔵後は、焼骨は返還いたしません。  
ただし、個別安置期間内の焼骨については、「豊川市御油合葬式墓園利用中止届」の提出により返還することができます。
- 個別安置室に安置する焼骨は、縦、横、高さがそれぞれ25cm以内の骨壺等の容器に納めてお持ちください。規定よりも大きい場合は、安置することができません。
- 個別安置期間経過の通知や合葬室への埋蔵日の通知は行いません。
- 個別安置期間経過後は、市が焼骨を骨壺等の容器から出して納骨袋へ入れて合葬室へ埋蔵しますが、その際に骨壺等の容器は返還いたしません。
- 個別安置や記名板の位置については指定できません。
- 生前予約を申込の場合は、焼骨持参者を決め、手続方法を説明されるなど、合葬式墓地に焼骨が確実に埋蔵されるよう、あらかじめ必要な措置を講じておいてください。
- 市では合同慰霊祭などの祭事（供養）は行いません。

## 10 墓参について

合葬式墓園への墓参は、墓参スペースにて行っていただけます。

合葬室内及び個別安置室内でのお参りはできません。

【墓参時の注意事項】

- 献花台は他の墓参者と譲り合ってご使用ください。
- 献花台には火災予防の観点から線香立等は設置しておりません。
- 合葬式墓園にはお花以外のお供え物はできません。

## 11 お問い合わせ先

豊川市 産業環境部 環境課（北庁舎2階）

住所：豊川市諏訪1丁目1番地

電話：0533-89-2141

開庁時間：午前8時30分 ～ 午後5時15分

休業日：土曜、日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）